

2022年5月13日

各 位

会社名 三精テクノロジーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 良知 昇
(コード番号 6357 東証スタンダード)
問合せ先 専務執行役員
管理本部長 板垣 治
(TEL 06-6393-5621)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の当社第72期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.変更の理由

- (1) サステナビリティへの取組みの一環として保有資産を活用した太陽光発電を行うとともに、将来的には余剰発電量の売電も事業の一環として行うことを可能とすべく、現行定款第2条につき事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2.変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3.日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年6月29日（予定）

定款変更の効力発生予定日：2022年6月29日（予定）

以 上

別 紙

(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.~21. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>22.~23. (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>1.~21. (現行どおり)</p> <p><u>22. 太陽光等の再生可能エネルギーによる発電及び売電事業</u></p> <p><u>23.~24. (現行どおり)</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p> <p>第16条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>① 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p>

② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。

③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。